

佐賀県農業農村整備事業

はんどぶっく



～ 令和5年度版 ～

佐賀県の主要な農業農村整備事業について、事業の内容、採択要件などを、わかりやすく簡易的に記載しております。

農地や農業用水利施設等の整備などが必要な際にご活用ください。

佐賀県 農林水産部 農山村課・農地整備課

— 目 次 —

【稼げる農業の確立】

◇ 農地等の整備

経営体育成基盤整備事業	．．．．．	2ページ
農地中間管理機構関連農地整備事業	．．．．．	3ページ
法人経営農地整備事業	．．．．．	4ページ
基盤整備促進事業（さが園芸888推進型）	．．．	5ページ
基盤整備促進事業（元気な中山間づくり型）	．．．	6ページ

◇ 農業用水利施設の保全対策

基幹水利施設ストックマネジメント事業	．．．．	7ページ
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	．．．	8ページ

【活力ある農村の実現】

◇ 防災減災対策

防災重点農業用ため池緊急整備事業	．．．．．	9ページ
クリーク防災機能保全対策事業	．．．．．	10ページ

◇ 農村地域を保全する取組

多面的機能支払交付金	．．．．．	11ページ
田んぼダムの取組	．．．．．	12ページ

地域農業の担い手となる皆さんへ！

～農地の集約や生産コストの軽減など、
地域が描いた農業の将来像を実現するための農地整備が行えます～

経営体育成基盤整備事業

○事業の目的

担い手への農地集積、集約する計画や畑作物の作付け計画がある地域において、農地の汎用化のための暗渠排水や農作業効率化のための大区画化など農業基盤の整備を県が実施します。

○事業の概要

【事業主体】 県

【事業内容】 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道等、農地造成など

【採択要件】

- ・ 受益面積20ha以上
- ・ 以下①～③のうちいずれかの要件を達成すること
 - ①事業完了時において、担い手農地利用集積率が、定められる値を超えることが見込まれること。
 - ②事業完了時において、受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化された農地面積割合が、定められる値を超えることが見込まれること。
 - ③受益面積に占める農業生産法人等の経営等農用地面積の割合が50%以上となるが見込まれること。

【補助率】 国50（55）%、県27.5%

※（ ）は、5法指定地域等の補助率



高収益農業を目指す担い手の皆さんへ！

～高収益で効率良い農業を実現するための農地の区画整理が行えます～

農地中間管理機構関連農地整備事業

○事業の目的

担い手への農地集積、集約する計画や畑作物の作付け計画がある地域において、農作業効率化のための区画整理を県が実施します。

○事業の概要

【事業主体】 県

【事業内容】 区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等

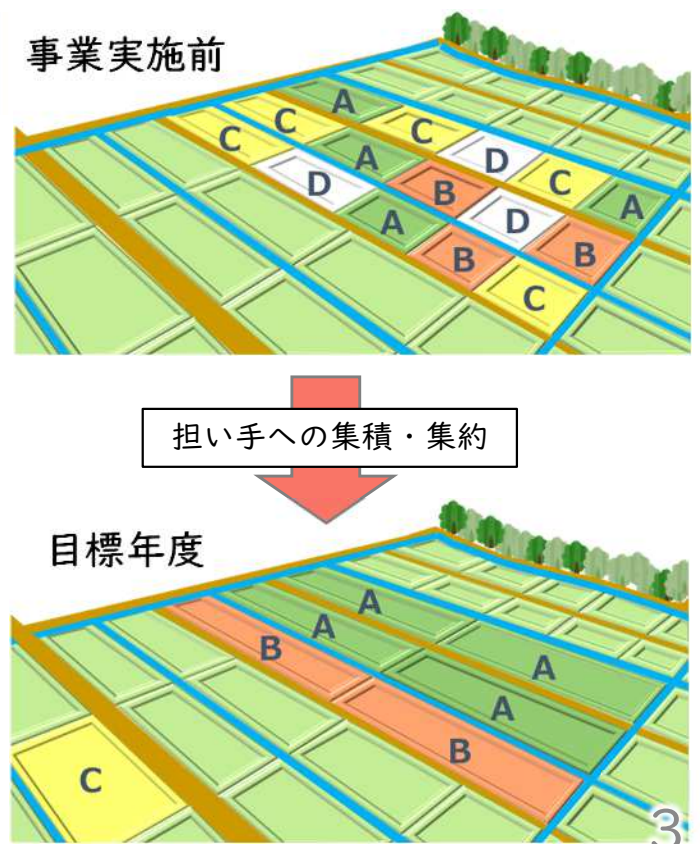
【採択要件】

- ・ 受益面積10ha以上（中山間地域等は5ha以上）
- ・ 事業対象農地すべてについて、農地中間管理権が設置されていること
- ・ 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上であること
- ・ 事業対象農地の8割を事業完了後5年以内に担い手へ集団化されること
- ・ 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上すること

※詳細な要件については管内の農林事務所にご確認ください。

【補助率】 国62.5%、県25.0%（27.5%）、市町12.5%（10.0%）

※（ ）は、5法指定地域等の補助率



新たに農業参入や経営規模拡大を目指す法人の皆さんへ！

～法人の経営目標を実現をするため導入作物に適したオーダーメイドの基盤整備を実施します～

法人経営農地整備事業

○事業の目的

法人のニーズに合う一定規模の集約した農地を準備し、販売額向上が見込まれる法人を対象に、県がオーダーメイドの基盤整備を実施します。

○事業の概要

【事業主体】 県

【事業内容】

- ①農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道など
 - ②侵入防止柵、果樹棚、果樹根域制限システムなど
- ※②のみの実施はできません。

【採択要件】

- ・ 受益面積要件なし
- ・ 基盤整備実施区域において 農業経営する者は農業法人 であり、役員又は重要な使用人の2人以上が農作業に従事すること
- ・ 新たな基盤整備の実施地区にて 販売額2千万円向上 の見込み
- ・ 農地中間管理権を15年以上設定 など

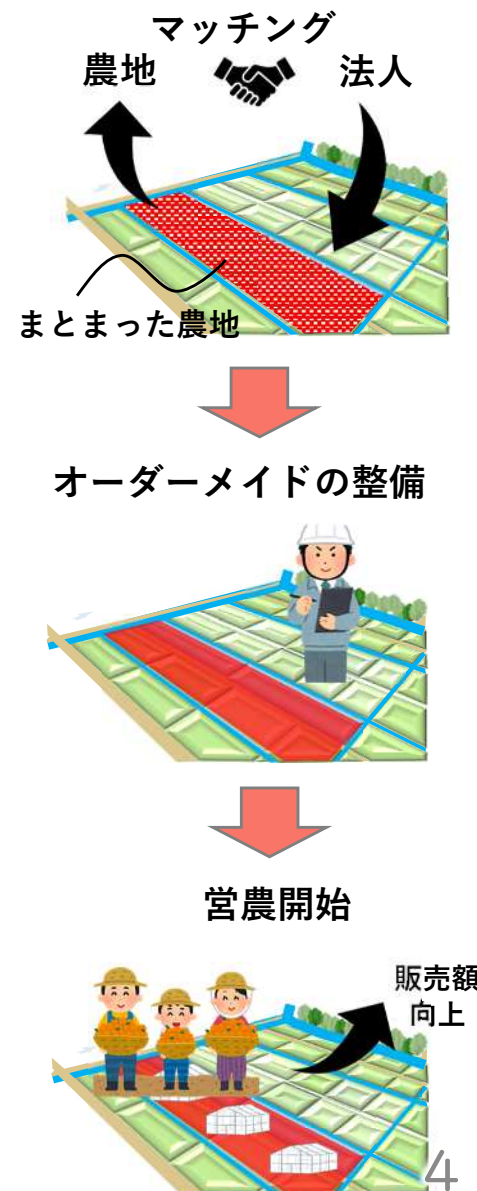
【補助率】 国50（55）%、県27.5%、地元22.5（17.5）%

※（ ）は、5法指定地域等の補助率

整備後のイメージ



将来の営農に合わせた基盤の整備



園芸農家の皆さんへ！

～皆さんが思い描く園芸農業を実現するためのオーダーメイドな農地整備が行えます～

基盤整備促進事業（さが園芸888推進型）

○事業の目的

施設野菜や果樹など規模拡大の意向がある方や新規就農者に対し、営農のニーズに応じた農業基盤の整備に対し支援します。

○事業の概要

【事業主体】 市町

【事業期間】 最長3年間（ソフトは5年間）

【事業内容】

（ハード）農業用排水施設（井戸等）、暗渠排水、土壌改良
区画整理、農作業道等、農地造成、農用地の保全 など

（ソフト）果樹棚、果樹根域制限システム（マルチ除く） など
※ソフト事業のみの実施はできません。

【採択要件】 ・さが園芸888運動園芸団地構想における整備計画に定めていること。
・整備地区を含む「園芸産地888計画」が策定されている。
・整備地区の「個別整備計画」を作成していること。
・事業費200万円以上、2者以上であること。 など

【補助率】 国50（55）%、県15%、市町15%以上、農家20（15）%未満
※（ ）は、5法指定地域等の補助率



整備後のイメージ①



整備後のイメージ②



整備後のイメージ③

中山間地域にお住まいの皆さんへ！

～農業生産を通じ将来にわたり農業農村を保全するための農地の条件整備が行えます～

基盤整備促進事業（元気な中山間づくり型）

○事業の目的

中山間地域の集落において、話し合いの結果、将来的に残す農地を担い手のニーズに応じた農業基盤の整備に対し支援します。

○事業の概要

【事業主体】 市町 【事業期間】 最長3年間（ソフトは5年間）

【事業内容】

（ハード）農用地の保全（湧水処理）、農業用排水施設、土壌改良、
区画整理（畦畔除去等）、暗渠排水、農作業道等、農地造成 など

（ソフト）根域制限栽培、防霜ファン など
※ソフト事業のみの実施はできません。

【採択要件】

- ・事業費が200万円以上、受益者が2者以上であること。
- ・アもしくはイのいずれかを満たす集落（産地）であること。
 - ア）未来につながさが中山間プロジェクトで認定された集落・産地
 - イ）中山間地域直接支払交付金の集落戦略を策定し、市町に提出している集落

【対象】 地域でゾーニングを実施し、将来にわたり残すと設定した農地

【補助率】 国50（55）%、県15% ※（ ）は5法指定地域等の補助率



中山間地の農地状況



整備後のイメージ①



整備後のイメージ②

農業水利施設を維持管理されている皆さんへ！

～農業用ダム、揚水機場や排水機場など、それぞれが持つ施設機能を保全し長寿命化を図る補修・更新が行えます～



基幹水利施設ストックマネジメント事業

○事業の目的

ダムや排水機場など大規模な農業水利施設のうち老朽化等による不具合が発生する前に計画的な対策工事を県が実施します。

○事業の概要

【事業主体】 県

【事業内容】

ハード：施設機能保全対策工事、
緊急補修工事

ソフト：施設機能保全計画の策定

【採択要件】

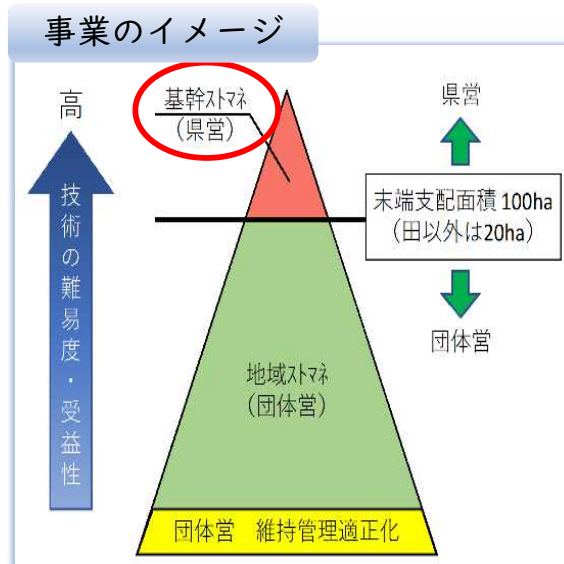
施設の末端支配面積が100ha以上
(畑や樹園地は20ha以上)

【補助率】

ハード：保全対策工事の実施・・・国50%、県25% (30%)

※ () 書きはダム、排水機場、排水樋門の場合

ソフト：機能保全計画の策定・・・国100% (定額)



老朽化した施設



対策

補修された施設



農業に身近な農業水利施設を管理されている皆さんへ！

～ほ場にあるかんがい用ポンプ、パイプラインなど、それぞれが持つ
施設機能を保全し長寿命化を図る補修・更新が行えます～

地域農業水利施設ストックマネジメント事業

○事業の目的

取水堰やパイプラインなど農業水利施設のうち老朽化等による不具合が発生する前に計画的な対策工事について支援します。

○事業の概要

【事業主体】 市町、土地改良区等

【事業内容】

ハード：施設機能保全対策工事、
緊急補修工事

ソフト：施設機能保全計画の策定

【採択要件】

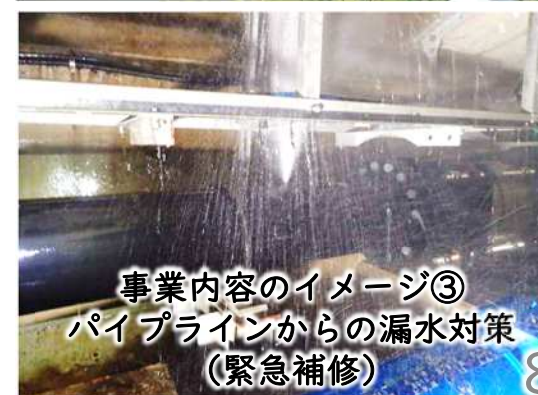
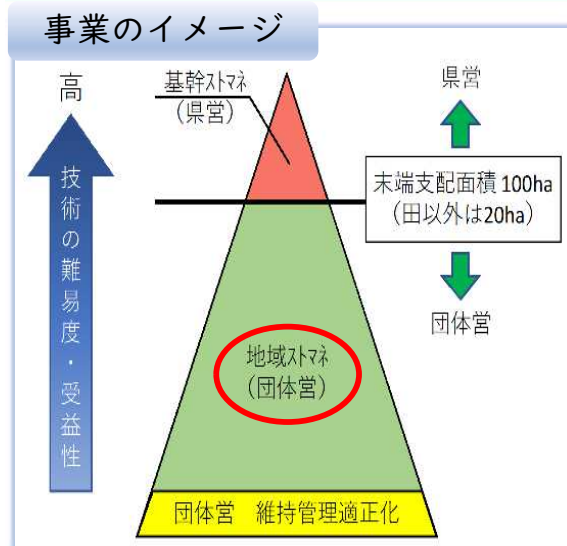
施設の末端支配面積が10ha以上

【補助率】

ハード：保全対策工事の実施・・・国50%（55%）、県15%

※（ ）書きは過疎、山振、特農、離島、半島、
急傾斜畑地帯、棚田の地域指定がある場合

ソフト：機能保全計画の策定・・・国100%（定額）



防災重点農業用ため池を管理されている皆さんへ！

～豪雨・地震によるため池災害を未然に防止する対策を進めています～

ため池整備事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）

○事業の目的

防災重点ため池の下流域農地や周辺地域の湛水被害の防止のため、老朽化したため池の改修を県が実施します。

○事業の概要

【事業主体】 県、市町

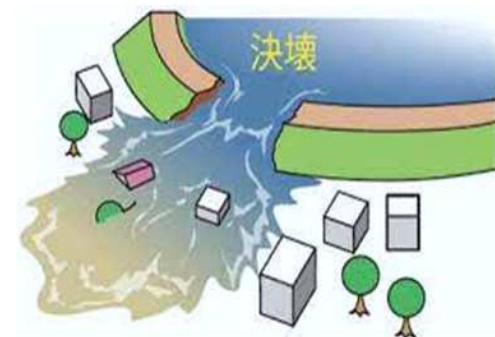
【事業内容】

1. ハード対策（国費50%、県費33%、市町等17%）

- ①ため池の改修、附帯施設の整備を支援します。
（総事業費4千万円以上、かんがい受益2ha以上）
- ②「大規模なもの」「中山間地域に存在するもの」及び「緊急性が高いもの」については、国費55%（5%嵩上）になります。
- ③①に併せ行う堆砂対策（堆砂率がおおむね10%以上のもの、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの等）を支援します。

2. ソフト対策（国費定額）

ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等のソフト対策について支援します。



ハード対策



整備前



整備後

ソフト対策



地震耐性評価（土質調査）



監視体制（水位計設置）

クリークを管理されている皆さんへ！

～クリークが持つ洪水調節機能に注目が集まっています。
クリークが持つ機能を十分に発揮できるように整備を進めています～

クリーク防災機能保全対策事業

○事業の目的

急激な水位変動などで法面が崩落したクリークに対し、隣接する農地で安心して営農ができるよう護岸の整備を県が実施します。

○事業の概要

【事業主体】 県

【事業内容】 「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う
下記のもの

- ①排水施設の新設、廃止又は改修
- ②農業用道路の改修 ③暗渠排水 ④整地

【採択要件】 ・市町を単位として、受益農用地に占める貯水容量を有する
クリークの面積の割合が6.7%以上、又は、受益農用地
100ha当たり67,000m³以上の貯留容量を有する地域

- ・湛水面積が30%以上増加している地域
- ・受益面積が、大規模は100ha、小規模は20ha以上
- ・水路機能障害が生じているか、又は生じる恐れのある延長
が、整備を行おうとする水路延長の30%以上

【補助率】 大規模：国55%、県35%
小規模：国50%（55%）、県 未定※（ ）は中山間地域

整備後のイメージ①



整備後のイメージ②



整備後のイメージ③



農村地域にお住まいの皆さんへ！

～農業・農村が持つ多面的機能をご存じですか？

地域ぐるみによる農地・農業用施設の維持保全などの活動に支援を行います～

多面的機能支払交付金

○事業の目的

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等による組織が取り組む農地、水路等の地域資源の基礎的な保全活動及び地域住民を含む組織が取り組む農地、水路等の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動に対し支援します。

○事業の概要

【事業主体】 広域活動組織又は活動組織

【事業内容】

<農地維持支払>

- ・地域資源の基礎的な保全活動
- ・地域資源の適切な保管理のための推進活動

交付単価 <3,000円(田) 2,000円(畑) 250円(草地)【10a当】> 等

<資源向上支払>

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動

交付単価 <2,400円(田) 1,440円(畑) 240円(草地)【10a当】> 等

- ・施設の長寿命化のための活動

交付単価 <4,400円(田) 2,000円(畑) 400円(草地)【10a当】> 等

【補助率】 国 1/2、県 1/4、市町 1/4



田んぼダムに御協力ください！

～多面的機能支払交付金に取り組む地域において、一定規模で田んぼダムに取り組む場合は、協力金を受けることができます～

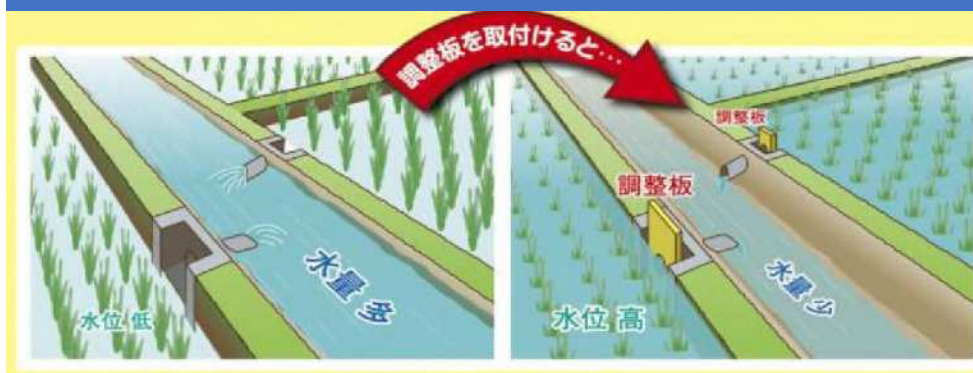
田んぼダム推進事業

○事業の目的

田んぼダムは、大雨時において、流域の下流部にあたる地域の浸水被害を軽減するための取組です。

浸水地域の上流域で、水田の排水口にせき板を設置して降雨を一時的に貯留することにより、排水路などへの洪水負荷を軽減し、下流部の浸水被害を軽減します。

広範囲での調整板設置により、大規模な雨水貯留容量を確保



○事業の概要

【事業主体】 多面的機能支払交付金に取り組む活動組織（農家）

【事業要件】

- ① 令和元年及び3年の豪雨により浸水被害を受けた宅地や公共施設（床下浸水や道路の通行止め）の上流部等で、田んぼダムに取り組むことにより浸水被害の軽減が見込める田を対象。
- ② 多面的機能支払交付金の資源向上支払（共同）に取り組む田のうち、1/4以上の面積で田んぼダムに取り組む。

【協力金】 2,000円/10a

【補助率】 県100%

【事業期間】 令和4年度から令和6年度

